

利用定員に関する基準		
項目	内容	基準設定類型
1 利用定員	<p>1 特定教育・保育施設のうち、認定こども園及び保育所については、その利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、子ども・子育て支援法第20条第1項第1号から第3号までの認定の区分（下記※参照）ごとに利用定員を定める。ただし、3号認定の子どもの区分は、1歳未満と1歳以上にさらに区分して利用定員を定める。</p> <p>(1) 認定こども園 1号認定から3号認定までの各子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 1号認定の子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 2号認定及び3号認定の子どもの区分</p> <p>(※) 認定の区分</p> <p>1号認定…保育を必要としない満3歳以上の小学校就学前子ども</p> <p>2号認定…保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前子ども</p> <p>3号認定…保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前子ども</p>	従うべき基準
運営に関する基準		
項目	内容	基準設定類型
2 内容及び手続の説明及び同意（①説明及び同意義務）	<p>1 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規定の概要（施設の目的・運営方針、教育・保育の内容、開所日・時間等）、職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、教育・保育の提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	従うべき基準
3 内容及び手続の説明及び同意（②説明及び同意の方法）	<p>2 利用申込者からの申出があった場合には、説明文書の交付に代えて、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を記録した電子ファイルを次に掲げる電磁的方法により提供することができる。</p> <p>(1) メールによる送信</p> <p>(2) ダウンロード可能な電子ファイルのホームページへの掲示</p> <p>(3) 磁気ディスク、CD-ROM等の記録媒体による提供</p> <p>3 電磁的方法により提供する場合の電子ファイルは、利用申込者が印刷可能なものでなければならない。</p> <p>4 電磁的方法により提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>5 利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾をした場合は、この限りでない。</p>	参酌すべき基準

4 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（①提供拒否の禁止②選考方法③④優先利用）	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設のうち、幼稚園又は認定こども園は、利用の申込みに係る1号認定の子どもの数及び現に利用している1号認定の子どもの総数が、1号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設のうち保育所又は認定こども園は、利用の申込みに係る2号認定又は3号認定の子どもの数及び現に利用している2号認定又は3号認定の子どもの総数が、2号認定又は3号認定の子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 上記2又は3の選考は、あらかじめ支給認定保護者に選考方法を明示した上で、選考を行わなければならない。 	従うべき基準
5 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等（⑤教育・保育提供困難時の措置）	<ol style="list-style-type: none"> 5 利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなくてはならない。 	参酌すべき基準
6 あっせん、調整及び要請に対する協力	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 特定教育・保育施設のうち、認定こども園又は保育所は、2号認定又は3号認定の子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 	従うべき基準
7 受給資格等の確認	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p>	参酌すべき基準
8 支給認定の申請に係る援助	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。 	参酌すべき基準
9 心身の状況等の把握	<p>特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	参酌すべき基準
10 小学校等との連携	<p>特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	参酌すべき基準

11 教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌すべき基準
12 利用者負担額等の受領	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の、特別利用保育又は特別利用教育を提供する場合にあつては内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育又は特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に要した費用の額）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、上記の1及び2の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額等との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、上記1から3までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（3号認定の子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定の子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 上記に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 上記（1）から（4）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 上記（3）及び（4）の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、上記（4）の金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	従うべき基準
13 施設型給付費等の額に係る通知等	<p>1 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	参酌すべき基準

14	特定教育・保育の取扱方針	<p>1 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>(2) 認定こども園 幼稚園教育要領及び保育所保育指針</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>(4) 保育所 保育所保育指針</p> <p>2 認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、上記1の(2)に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	従うべき基準
15	特定教育・保育に関する評価等	<p>1 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	参酌すべき基準
16	相談及び援助	<p>特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	参酌すべき基準
17	緊急時等の対応	<p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌すべき基準
18	支給認定保護者に関する市町村への通知	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p>	参酌すべき基準
19	運営規程	<p>特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定（運営規定）を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定の子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>(6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（利用定員の総数を超える利用申込があった場合の選考方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</p>	参酌すべき基準

20	勤務体制の確保等	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 	参酌すべき基準
21	定員の遵守	<p>特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	参酌すべき基準
22	掲示	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	参酌すべき基準
23	支給認定子どもを平等に取り扱う原則	<p>特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>	従うべき基準
24	虐待等の禁止	<p>特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	従うべき基準
25	懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>特定教育・保育施設のうち、幼保連携型認定子ども園及び保育所の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	従うべき基準
26	秘密保持等	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 	従うべき基準

27 情報の提供等	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 	参酌すべき基準
28 利益供与等の禁止	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 	参酌すべき基準
29 苦情解決	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前4の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 	参酌すべき基準
30 地域との連携等	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	参酌すべき基準

31 事故発生の防止及び発生時の対応	<p>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、前2の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	従うべき基準
32 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき基準
33 記録の整備	<p>1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 施設の区分に応じ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領又は保育所保育指針に基づき定める特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 特定教育・保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>(3) 支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	参酌すべき基準
特例施設型給付に関する基準		
項目	内容	基準設定類型
34 特別利用保育の基準	<p>1 特定教育・保育施設のうち、保育所が1号認定の子どもに対し、特別利用保育を提供する場合は、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る1号認定の子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定の子どもの総数が、当該保育所について定められた2号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目3及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。）を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準

35 特別利用教育の基準	<p>1 特定教育・保育施設のうち、幼稚園が2号認定の子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定の子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定の子どもの総数が、当該幼稚園について定められた1号認定の子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この「特定教育・保育施設の運営に関する基準」の規定（「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」の項目の3及び「あっせん、調整及び要請に対する協力」の2の規定を除く。）を必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準
附則		
項目	内容	基準設定類型
36 特定保育所に関する特例	<p>1 特定保育所（下記※1参照）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、「利用者負担額等の受領」及び「支給認定保護者に関する市町村への通知」の項目における施設型給付費に関する規定を、子ども・子育て支援法附則第6条における委託費に関する規定に読み替えて適用したうえで、特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価を支給認定保護者から受ける際、市町村の同意を得ることを要件とし、「利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等」及び「あっせん・調整及び要請に対する協力」の項目の規定は提供しない。</p> <p>※特定保育所 特定教育・保育施設のうち、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所</p> <p>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従うべき基準
37 施設型給付費等に関する経過措置	<p>特定教育・保育施設が1号認定の子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、「利用者負担額等の受領」の項目における規定を子ども・子育て支援法附則第9条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行ったうえで適用する。</p>	従うべき基準